

その他関連資料



平成22年度に実施された研究等について（厚労科研）

研究名	平成20～22年度 厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業) 「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」
研究者名	研究代表者 柳澤正義（日本子ども家庭総合研究所所長）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	（評価委員会における評価決定後に）報告書は厚生労働科学研究成果データベース http://mhlw-grants.niph.go.jp/ で公開予定 ガイドライン部分は日本子ども家庭総合研究所HPにて掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php

<研究概要> 4班体制で研究

1. 通告機関の実態把握と研修体制の構築(分担研究者：玉井邦夫)
2. 児童相談所の対応ガイドラインの策定(分担研究者：山本恒雄)
3. 被害確認面接の手法と訓練体制の策定(分担研究者：故 庄司順一)
4. 児童福祉施設における性的虐待および性的問題行動児への支援ガイドラインの策定(分担研究者：岡本正子)

1. 調査により学校からの通告においては養護教諭の関与が一般教員よりはるかに高いことが明らかとなった。同時に子どもからの聴き取りに困難があり、まず真摯に子どもの話を聴くこと、秘密の約束をしないことが重要課題であることが認められた。現場の対応に資するために、保育所・幼稚園から高等学校まで、各現場の教員・職員向けの対応の手引き冊子を作成した(各児相から要対協等を通じて配布することを想定)。

2. 平成21年に児相の試行版ガイドラインを作成し、被害確認面接の研修と併せて全国児相のモニター実施を公募、37自治体の協力を得て「ガイドライン2011年版」を作成。対象定義を加害者規定による「性的虐待」から、子どもの身に起こった「家庭内性暴力被害」に統一。児相の対応として、早期発見、通告、直接接触による初期調査と調査保護を含む事実調査、再被害の阻止とケアの開始、非加害保者支援を統一的に取りあげた。通告直後の直接接触による初期調査から調査保護、被害確認面接の実施が重要で、その場合対象者の91.9%から被害が確認されているのに対して、在宅で被害確認面接が無い場合8.1%からしか被害が確認されておらず、初期対応と調査の体制整備が重要である。

通告については右の5分類とし、1.2.5.を調査保護の検討対象とした。また調査保護における保護者への告知についても原則的な6項目(一部7項目)の告知内容を整理し、非加害保護者支援のための冊子を作成した。また通告用件から「虐待」の言葉による通告抵抗感を取り除くために、通告要件を右下のよう

性的虐待通告の具体的な姿・情報

1. 明確な性暴力被害の訴え
2. 曖昧な性被害をうかがわせるもの
3. 直接の性被害を訴えない周辺相談
4. 非行や行動障害の背景にある性被害
5. 客観的事実・目撃等によって発見された性被害

うに再整理した。性的虐待は帰宅による再発率が極めて高く加害者排除が重要課題である。

3. 被害確認については先進国で策定されてきた forensic interview を刑事捜査を連想させる司法面接とは区別し「(法的)被害(事実)確認面接」と定義し、実際には国際的な面接法の一つである NICHD プロトコルの日本版について訓練とフォローアップを開始した。技法は複数導入すべきで、同時に児童福祉における面接実施の要件整理を行なった。

虐待の疑い通告の基本要件(1項目以上)

1. 子どもの安全が脅かされている(あるいはその疑いがある)
2. 家庭養育において子どもの安全が保障されていない(あるいはその疑いがある)
3. 誰でもあれ、そこにいる者だけで任意にいつでも子どもの安全を確認することが困難で子どもの安全に不安があり、養育者が調査に協力しない可能性がある。

4. 児童福祉施設における子どもへの支援についてガイドラインを作成した。基本的な施設の環境整備や体制作りから高度な対応課題間で段階的な整理を行なった。

平成22年度に実施された研究等について（日本子ども家庭総合研究所）

研究名	平成22年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究 「児童相談所 児童福祉司の専門性に関する研究」
主任研究者名	高橋重宏（子ども家庭福祉研究部部長・日本社会事業大学学長）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 （日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定）
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所HPにて掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p><研究概要></p> <p>本研究は児童相談所で子ども家庭福祉相談対応の中心的な役割をになう児童福祉司の専門性について、専門性の現状と課題について分析するものである。主任研究者らは、平成14、18年度年度研究において標準化された尺度（Maslach's Burnout Inventory：以降「MBI」）を使用して、児童相談所児童福祉司のストレスの調査を行った。本調査は、先行研究と比較可能な形を維持しながら、①児童福祉司ひとりあたり担当件数、②勤務時間、③職場環境についての意識、④専門性、⑤子どもの権利擁護に関する意識について分析した。調査実施時期は、2010年11月～12月。回収票は1554票で回収率は約62.2%となった。結果として、担当ケースをさらに減らすこと、また子どもの権利擁護の意識は福祉専門職、一般行政職、対人援助職の順であった。子どもの権利擁護の促進のためには専門職化を進めることが有効であることが分かった。</p>	

研究名	平成22年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究 児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究 「1 児童相談所の業務分析に関する研究（1）」
主任研究者名	才村 純 （子ども家庭福祉研究部 ソーシャルワーク研究担当部長・関西学院大学教授）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 （日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定）
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所HPにて掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p><研究概要></p> <p>平成22年度は、平成23年度に予定しているタイムスタディ調査の予備研究として、これまでの研究結果と現状の課題を踏まえ、調査票の検討を行った。</p> <p>その結果、項目としては過去と比較可能な形として経年変化を追える形にし、要保護児童対策地域協議会をはじめとする地域への支援などは、項目分類を増やし、分析することとした。また、児童相談所一時保護所については、従来は同じ業務コードで分析していたが、児童相談所そのものとは異なり、生活場面であることから、一時保護所に適した業務コードを設定した。平成23年度に選定されたいくつかの児童相談所にご相談し、実査を行う予定である。</p>	

研究名	平成22年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究 児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究 「2 保護者援助手法の効果、信頼性、妥当性に関する実証的研究(3)」
主任研究者名	山本恒雄(子ども家庭福祉研究部 家庭福祉研究担当部長)
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 (日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定)
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所HPにて掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p><研究概要> 平成20年度から3年間、児童相談所の虐待相談での親子分離における保護者援助の実態を検討してきた。調査では有効回答123児相中84.6%の児相で「親子分離・面会・外出・外泊・引取り」を節目とした段階的な親子の再接触を枠組みとした課題設定と支援を実践していた。また一時保護においても96.6%の児相で保護者指導、37.6%の児相で段階的な親子再接触の設定が行われている。特別なプログラムの併用数は限られるがソーシャルワーク・ケースワークに部分的に応用・工夫される形で様々なアプローチが試みられている。分離保護からの家庭復帰は各年度約700~1000件で、半数が1年以内、2年以内で6割、3年以内が7割である。不適切養育の課題を残したまま帰宅する事例が多く(56%)、家庭復帰をゴールとせず帰宅前からの復帰後在宅支援プログラムを設定することが今後の検討課題である。虐待再発は性虐待の再発が復帰1年以内で60~70%(全体は11%)と高い。</p>	

研究名	平成22年度日本子ども家庭総合研究所個別研究 「児童相談所と司法機関との連携に関する課題に関する研究 DV問題に関連する児童虐待相談およびその通告に関する調査研究」
主任研究者名	山本恒雄(子ども家庭福祉研究部 家庭福祉研究担当部長)
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 (日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定)
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所HPにて掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p><研究概要>平成21年度から2年間、DV問題についての警察と児相の連携状況と課題につき双方に調査を実施し検討してきた。調査では平成17年度から平成21年度まで、全国児相の報告数の推移では、警察からのDV被害女性同伴児についての児相への通告件数は150件から1463件(9.8倍)に増加している。これに伴って子どもの安全確認の対応件数が急増(1500件前後)しており、虐待通告対応の新たな課題となっている。DV問題は被害母子の保護や、家を出た直後の対応に留まらず、再びDV加害者の元に帰ってしまった場合の子どもの安全、母子で生活を開始してから出てくる母の養育能力の低下、子どもの情緒的・対人適応上の課題、母子関係のトラブル、母の体罰や子どもから母への暴力など、時間経過と共に表面化してくる課題があり、それらの統一的対応には、機関連携の課題も含め多くの未整理課題がある。またDVに伴う子ども自身の身体・性的暴力被害問題は被害実態そのものから不明確な点が多く、今後の課題である。</p>	

平成22年度に実施された研究等について（こども未来財団）

研究名	平成22年度こども未来財団・児童関連サービス調査研究事業 「要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究」
主任研究者名	安部計彦（西南学院大学准教授）
報告書配布先	全国の児童相談所
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に（評価委員会における評価決定後に）こども未来財団HPにて掲載予定 http://www.kodomomiraizaidan.or.jp
<p><研究概要> 要保護児童対策地域協議会におけるネグレクト家庭への支援、および機能強化について、先行文献レビュー、質問紙調査によって分析した。先行文献レビューでは、特にこの問題で対応が先行する北米の文献を中心に流れに沿って取りまとめた。また、質問紙調査では、市町村の体制と具体的なケースについて収集、分析を行い、①ネグレクト家庭の抱える困難さ、②養育レベルの不足分を補う視点、③保護者との関係性と支援方法、④予防の大切さ、⑥保護者の困り感と当事者参加、⑦要保護児童対策地域協議会の二極化、⑧ネグレクト研究の必要性について考察を取りまとめた。</p> <p>ネグレクト家庭に対する支援の現状などを分析する中で、要保護児童対策地域協議会の必要性や協議会の有効な活用の必要性が再確認された結果となった。またネグレクトはある程度の予防的なかかわりが可能であること、その際には保健師と子ども家庭相談担当の協力が不可欠であることも明らかになった。</p> <p>なお、研究成果の一部としてネグレクト家庭支援のためのガイドブックを作成した。</p>	

研究名	平成22年度こども未来財団・児童関連サービス調査研究事業 「児童ポルノ被害児童の発見とケアに関する調査研究」
研究者名	山本恒雄（子ども家庭福祉研究部 家庭福祉研究担当部長）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に（評価委員会における評価決定後に）こども未来財団HPにて掲載予定 http://www.kodomomiraizaidan.or.jp
<p><研究概要> 児童福祉領域では子どもの性暴力被害とりわけ性的虐待、家庭内性暴力被害における子どもの安全確保と保護、再被害の阻止とケアが重視されてきたが、児童ポルノ事案への関与や接触、自己画像の製造や画像流出による被害などはまだそれほど注目される対応課題ではなく、潜在的被害が進行している疑いがある。今回、警察庁・各県警本部へのヒアリング調査による刑事捜査上の児童ポルノ事案の実態把握と、児童相談所における児童ポルノ問題についての実態調査を行なった。調査によれば、平成22年までに児童買春・児童ポルノ事案を経験した児相は全国で64か所（全児相の31.2%）、平成22年4～11月に66件（70人）の児童ポルノ事案に関連しこのうち画像が関与した事案は40件（44人）で、このうち児童虐待との重複は18件あった。性暴力被害児は多重被害の問題があり、また刑事捜査との連携課題も大きく、これらを併せて当面の対応方策に資するべく児相のための試行的ガイドラインを作成し、現場での対応検討を提案した。</p>	

平成22年度に実施された研究等について（子どもの虹情報研修センター）

子どもの虹情報研修センターでは、センターが実施する研修で得られた情報の分析や児童福祉の現場における臨床研究をはじめとして、今日的に重要と思われる課題についての研究を行い、成果をセンター研修に生かすとともに、現場で役立てていただくことを目指しています。

I. 平成22年度に発行した研究報告書について

以下では、おもに平成22年度に発行した（平成21年度実施の）研究報告書等を紹介합니다。

①	研究名	児童虐待の援助法に関する文献研究（第6報）
	研究代表者	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）
	研究概要など	本研究は平成15年度から実施しており、当初は戦後から今日までの児童虐待にかかわる各種の文献を経年的に調査し、報告書として順次まとめきたが、2007年度までの文献調査を終えたことから、以後は年度毎にテーマを設定し、分析することとした。第5報（平成20年度研究）においては、性的虐待に関する文献のレビュー及び児童虐待について記述のある教育心理学のテキストについての分析を行ったが、第6報では、「子ども虐待と発達障害との関連」をテーマに、おもに90年代後半以降の研究論文や文献を概観、分析し、理解や視点の変遷を明らかにした。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

②	研究名	虐待の援助法に関する文献研究（第5報） －児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究（第4期）－
	研究代表者	吉田 恒雄（駿河台大学）
	研究概要など	児童虐待に関する法制度および法学文献を見ると、特に児童虐待防止法制定以後は多岐にわたっており、それらを辿り、整理することは今後の児童虐待対策を考える上でも重要となっている。本研究は、そうした状況をふまえ、上記の「児童虐待の援助法に関する文献研究」から分離させて平成16年度から始めたもので、①法令（法律・通知等）②判例 ③法学文献 ④統計資料を対象に、その動向を調査・分析し、児童虐待対策において法学分野が果たした役割を明らかにしようとするものである。 今回（平成20・21年度研究で）対象とした期間（第4期）は、2004年5月から2007年6月まで、すなわち児童虐待防止法の第1次改正から第2次改正に至るまでの期間である。この時期、法制度は徐々に整備されていったものの、いわゆる岸和田事件が報道され、教育と児童福祉分野の連携の重要性が強調され、相談件数も急増、介入的ケースワークが全国の児童相談所で受け入れられるようになったが、体制の整備が追いつかないという状況を呈していた時期であった。本研究では、こうした時期に、どのようにして法制度が整備され、法的対応がなされてきたのかを明らかにしている。
報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。	

③	研究名	乳児院における愛着の発達支援に関する研究
	研究代表者	青木 紀久代 (お茶の水女子大学)
	研究概要など	本研究は、児童福祉施設における社会、情緒的な発達、なかでも愛着の発達を促進する養育・保育環境づくりに資することを目的に、1カ所の乳児院の協力を得て実施したものである。本報告書は、平成20年度、21年度2年間の研究をまとめているが、初年度(平成20年度)においては、入所児童のアセスメントとそれをふまえた職員研修、および家族再統合の取り組みを行い、平成21年度には、乳児院併設の小規模グループホーム在籍の児童4名について、発達検査、参与観察、コンサルテーション、発達を促進する目標の設定などを継続的に行い、行動観察や養育記録から見える変化、愛着形成の状況などをまとめた。その上で、協力乳児院からのコメントなどもふまえて、乳児院で情緒的発達及び愛着形成を促進するためのポイントなどを整理した。
報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。	

④	研究名	被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携
	研究代表者	保坂 亨 (千葉大学教育学部附属教育実践総合センター)
	研究概要など	施設に措置されている被虐待児の多くは被虐待体験を持っており、児童養護施設が抱えている困難のかなりの部分は、深刻な養育上の問題を持つ被虐待児への対応にあるとされている。したがって、こうした子どもたちを受け入れる学校の困難さも容易に想像できるが、措置された児童を受け入れる学校での被虐待児への対応は大きなテーマであるにもかかわらず、これまでほとんど研究対象になっていなかった。 本研究では、児童養護施設を校区に持つ学校と施設の間で、情報共有がどのように行われ、どのような連携がなされているのか、また学級担任をはじめとして教員はどのような対応を行っているのか、などを具体的に明らかにすることを目的として実施した。初年度は、「児童養護施設の子どもと学校」をテーマに、児童養護施設をかかえる小中学校の担任や養護教諭に面接調査を実施し、現状と課題をまとめた。
報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。	

⑤	研究名	児童相談所におけるスーパーバイズのあり方に関する研究(第2報)
	研究代表者	川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)
	研究概要など	現在の児童相談所において、児童虐待対応などに適切に対応し、専門性を高め、人材を育成していくことは極めて重要となっているが、そのために児童福祉司スーパーバイザーが果たす役割は非常に大きいものがある。そこで本研究では、まず現役の子童相談所長に共同研究者として研究に参加してもらい、現在の児童福祉司スーパーバイザーの現状と課題を整理し(第1報)、次いで、現役のスーパーバイザーの協力を得て、具体的なスーパービジョンの内容なども報告し合いながら、現在の児童

		相談所における児童福祉司スーパーバイズのあり方、工夫点などを明らかにした。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

⑥	研究名	被虐待児への学習援助に関する研究 ―被虐待児の認知に関する研究―
	研究代表者	宮尾 益知 (国立成育医療センター)
	研究概要など	本研究では、これまでから被虐待児の認知傾向、学習場面の態度・注意集中などの問題を中心に検討してきたが、平成 21 年度研究においては、視覚性ワーキングメモリの発達及びギャンブル課題に対する意思決定の特徴について検討した。同時に、こうした結果もふまえながら被虐待児に対して具体的に学習支援を行い、学習面での支援を行うための方法の確立をめざした。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

⑦	研究名	児童相談所の専門性の確保のあり方に関する研究 ―自治体における児童福祉司の採用・任用の現状と課題―
	研究代表者	才村 純 (関西学院大学・日本子ども家庭総合研究所)
	研究概要など	児童家庭相談の中で専門的知識・技術を必要とするものに応ずることとなった児童相談所において、児童虐待対応を含めてその中心的役割を担う児童福祉司の専門性を確保することはきわめて重要となっている。本研究は、そうした児童福祉司の専門性を確保するために何が必要か、それを阻害している要因は何かを明らかにすることで、専門性の確保・向上に資することを目的として行われた。具体的には、全国の児童福祉主管課及び児童相談所の協力を得てアンケート調査を行い、あわせて特徴的な取り組みをしていると思われる自治体に対してヒアリング調査を実施した。それらをふまえ、福祉職採用の促進や異動サイクルの改善などを提言した。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

⑧	研究名	専門相談における法的問題に関する相談内容の研究
	研究代表者	佐々木 宏二 (子どもの虹情報研修センター)
	研究概要など	子どもの虹情報研修センターの専門相談室は平成 15 年に開設されたが、相談件数は年々増加し、内容的にも複雑・困難なものが多くなってきた。それらの相談の中から、法的対応に関する相談を取り出し、回答例を示すことで、同じような困難を抱えている児童相談所や児童福祉施設の取り組みに資することを目的として行ったのが本研究である。具体的には、過去 6 年間の法的問題に関わる相談の中から、今後も参考となり得ると考えられる相談を取り上げ、プライバシーに配慮しつつ回答を掲載する形で報告書をまとめた。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

II. 子どもの虹情報研修センター紀要

	子どもの虹情報研修センター紀要 No.8 (2010)
内容	当センターでは、平成 15 年に紀要 No.1 (2003) を発行して以来、毎年 1 冊ずつ紀要を発行している。平成 22 年度には、論文「子ども虐待問題の基底としての貧困・複合的困難と社会的支援」をはじめ、平成 21 年度公開講座の記録「マンガで届ける子ども虐待防止」や、平成 21 年度センター研修講義の記録など、多彩な内容で No.8 を発行した。
報告書配布先 (ネット閲覧)	児童相談所、児童福祉施設、その他の関係機関等。 紀要は、No.1 から今号まですべてセンターホームページ「研究活動・紀要」の頁で閲覧できる。

III. 平成 22 年度研究

平成 22 年度は、以下の研究を行いました。今後順次報告書をまとめ、関係各位にお送りする予定です。

(1) 研究情報の収集と分析

これまで行ってきた「児童虐待の援助法に関する文献研究」の成果を基礎に、引き続いて、児童虐待に関する先行研究や資料の整理・検討を行いました。

ア 児童虐待に関する文献研究（継続研究）

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

児童虐待については、さまざまな援助が行われ、多くの理論や実践結果が報告されています。そうした児童虐待研究の流れをつかむため、平成 15 年度から本研究を開始しましたが、平成 22 年度においては、過去に起こった児童虐待による死亡事例をはじめとした重大事件をピックアップし、それら重大事例についての文献、資料等を収集、分析しました。なお重大事例の分析は平成 22・23 年度 2 年間で行うこととしています。

イ 児童虐待に関する法制度及び法学文献資料の研究（継続研究）

研究代表者 吉田 恒雄（駿河台大学）

文献研究の中で、児童虐待に関する法制度および法学文献を中心にして行っている研究です。これまでの研究で第 4 期までを終えており、第 5 期（2007 年 7 月から 2010 年 3 月まで）における①法令（法律・通知等）②判例、③法学文献、④統計資料を対象に動向を分析し、併せて主要文献資料の紹介、解説を行うことで、児童虐待対策において法学分野が果たした役割を明らかにしてきました。なお、第 5 期については平成 22・23 年度の 2 年間で行うこととして継続中です。

(2) センター研修にかかる分析

センター研修を分析することにより虐待対応現場の動向の分析を行い、今後の研修の方向付けのための基礎資料を提供し、同時に有用な援助技法、援助過程における留意事項など、現場に役立つ視点、モデルなどを情報として提供することを目指し、以下の研究を行いました。

・ センター研修の分析（継続研究）

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

平成 21 年度に行った研修について、参加状況や研修ニーズ等を分析し、研修の評価について検討しました。

なお、研修中に行われた事例検討については、今後の研修に役立てるよう、研修終了後に改めて検討・分析を行いました。

(3) 課題研究

ア 被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携（継続研究）

研究代表者 保坂 亨（千葉大学）

平成 21 年度に引き続き、児童養護施設職員への聴き取り調査を実施するとともに、前年度の小中学校教員に対する面接に続き、児童養護施設から通学する生徒がいる高校の教員（学級担任等）に面接調査を実施することで、児童養護施設入所児童が通学する学校場面における支援のあり方、情報共有のあり方などについて研究を行い、課題を整理しました。

イ 乳児院における子どもの社会情緒的発達を促進する生活臨床プログラムの模索（継続研究）

研究代表者 青木 紀久代（お茶の水女子大学）

乳児院では、担当養育者との密な関係を基礎として乳児の愛着形成などの発達を促進することが目指されています。本研究では、乳児院の協力を得て、入所している乳児の一部を対象に、対象児の発達に関する養育のコンサルテーションを毎月行い、生活場面の直接観察、食事場面の VTR 録画、発達検査、養育記録などを活用することで、今後の取り組みへの示唆を得ました。

ウ 情緒障害児短期治療施設における性的問題への対応に関する研究（継続研究）

研究代表者 滝川 一廣（学習院大学）

児童福祉施設に入所している児童の中で、性的問題を示す事例が多数見られます。そこで、情緒障害児短期治療施設における性的問題の現状、またその対応についての実態を把握するため、全国の情緒障害児短期治療施設に質問紙調査を実施し、分析、検討を行いました。本調査結果をふまえ、次年度においては、施設へのヒアリングを行い、今後の対応のあり方などについて、さらに検討を加えることとしています。

エ 児童相談所の医務業務のあり方に関する研究

研究代表者 小野 善郎（和歌山県精神保健福祉センター）

児童相談所における精神科医の役割は広範にわたるとともに、児童福祉領域に特有な問題を取り扱う必要があるため、独特な専門性が必要ですが、児童相談所の医務業務については児童福祉法制定以来具体的な検討が行われていません。本研究は、初年度として、①児童福祉法制定時から現在までの児童相談所運営指針等の調査によって医師の役割の歴史的変遷を明らかにし、②平成 22 年度に児童相談所に勤務している常勤医師についての実情を調査するとともに、③児童相談所常勤医師に対して医務業務に関する聞き取り調査を行いました。これらの調査をふまえて、平成 23 年度には業務ガイドラインの策定を目指します。

オ 親子心中に関する研究

研究代表者 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）

虐待による死亡の中で、いわゆる親子心中によるものは、それ以外の事例と比べて件数が少ないわけではないものの、公的な統計もなく分析はまだ不十分です。本研究では、まず戦前から現在に至るまでの親子心中に関する先行研究を概観することを目的として文献を取

集し、検討しました。また新聞データから過去の親子心中事件を収集することとし、最近 10 年間の新聞記事の整理を続けており、今後も引き続き実施することとしています。

カ 児童相談所のあり方に関する研究

研究代表者 川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)

児童虐待対応の最前線で業務を行っている児童相談所が果たす役割はますます重要となっています。一方、児童虐待防止法や児童福祉法の度重なる改正の中で、児童相談所のあり方そのものが鋭く問われています。本研究では、児童相談所のそもそもの原点からふりかえることとし、初年度は児童相談所が設置されて以後の重要な出来事などを整理し、検討しました。

キ 児童養護施設における心理職のあり方に関する研究

研究代表者 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)

児童養護施設での被虐待児の増加に伴い、児童養護施設に心理職が導入され、さまざまな治療的援助がなされるようになって約 10 年が経過しましたが、そのあり方は施設により異なっています。本研究は、心理職が児童養護施設の中でどのような役割を担い業務を行っているかについて概観し、児童養護施設において治療的援助を行う心理職のあり方を考えることを目的として実施しました。具体的には、子どもの虹情報研修センターにおける「平成 22 年度児童福祉施設心理担当職員合同研修」に参加した児童養護施設の心理士に対して質問紙を配付、回収して整理し、児童養護施設における心理職の役割について検討しました。

なお、本研究は、平成 21 年度に実施した児童福祉施設職員長期研修 (Web 研修) 参加者に呼びかけて共同研究者となっただき、研修成果もふまえながら実施しました。そのことにより、研修と研究とが相乗効果を生む一例となりました。

(4) その他

厚生労働科学研究費補助金 (平成 22 年度政策科学総合研究事業) 「わが国におけるチャイルド・デス・レビューに関する研究」 (研究代表者 小林美智子) における分担研究「児童の虐待死に関する文献研究」について、子どもの虹情報研修センターの研修資料として報告書を作成しました。

IV. その他

なお、紹介した研究報告書に関しては、センター研修の中で関連が深いと思われる研修への参加者に適宜配布するとともに、今後子どもの虹情報研修センターホームページにおいて公表するよう準備をすすめています。